

鹿屋市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市営住宅条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第176号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の3号を加える。

- (4) 入居者が、同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日）から3年を経過していない者である場合
- (5) 入居者が、婚姻の予定者と同居しようとする者である場合
- (6) 入居者が、3世代以上の親族が含まれる世帯に属する者である場合

第2条第2項第4号中「予約者」を「予定者」に、「予約を」を「予定を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。